

動物実験に関する自己点検・評価報告書

2020 年度

厚生労働科学特別研究事業

1. 組織・体制の整備

実施機関の長が明確であるか？（厚労省基本指針第2.1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施機関の長の役職・氏名

役職

理事長

氏名

大津欣也

☒ 根拠となる資料及び条項等

国立研究開発法人国立循環器病研究センターホームページ
<https://www.ncvc.go.jp/about/greeting/>

☒ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

2. 機関内規程

- (1) 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」および「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が策定されているか？（厚労省基本指針第2.2）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

機関内規程を策定する際に踏まえた法令および指針等：

- ☒ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ☒ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- ☒ 厚労省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- ☒ 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）
- ☒ その他

動物の殺処分方法に関する指針

機関内規程に含まれる項目：

① 総則に関する項目

- ☒ 趣旨および基本原則、あるいは目的
- ☒ 用語の定義
- ☒ 適用範囲

② 実施機関の長の責務に関する項目

- ☒ 機関内規程の策定
- ☒ 動物実験委員会の設置
- ☒ 動物実験計画書の承認
- ☒ 動物実験計画の実施結果の把握
- ☒ 教育訓練の実施
- ☒ 自己点検及び評価
- ☒ 外部の者による検証
- ☒ 動物実験等に関する情報公開

③ 動物実験委員会の役割に関する項目

- ☒ 動物実験計画の審査
- ☒ 動物実験計画の実施結果に関する助言

④ 動物実験委員会の構成に関する項目

- ☒ 動物実験に関して優れた識見を有する者（動物実験の専門家）
- ☒ 実験動物に関して優れた識見を有する者（実験動物の専門家）
- ☒ その他学識経験を有する者（上記専門家以外の学識経験者）

- ⑤ 実験動物の飼養及び保管に関する項目
- ☒ マニュアル（標準操作手順）の作成と周知
 - ☒ 飼養保管施設の設置要件

- ⑥ 動物実験等の実施上の配慮に関する項目
- ☒ 動物実験計画書の立案
 - ☒ 適正な動物実験等の方法の選択
 - ☒ 苦痛の軽減

- ⑦ 安全管理に関する項目
- ☒ 危害防止
 - ☒ 緊急時の対応

- ⑧ 教育訓練に関する項目
- ☒ 教育訓練の実施者及び対象者
 - ☒ 教育訓練の内容

- ⑨ ☒ 自己点検及び評価に関する項目

- ⑩ ☒ 外部の者による検証に関する項目

- ⑪ ☒ 外部委託の実施に関する項目

- ⑫ 情報公開に関する項目
- ☒ 情報公開の方法
 - ☒ 公開する項目

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程（令和3年4月15日施行）

■ 判断理由、改善の見通し

機関内規程にすべての項目が含まれている。

（２） 動物実験等に関連する、細則、内規の有無

☒ 有り ☐ 無し

■ 有りの場合はその一覧を記載

国立研究開発法人国立循環器病研究センター実験管理委員会規程（平成 22 年 4 月施行、平成 26 年 6 月 23 日改正）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター遺伝子組換え実験安全管理規程（平成27年4月1日改正施行）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター遺伝子組換え実験安全委員会規程（令和 2 年 4 月 1 日施行）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター研究所バイオセーフティ管理要領（令和 2 年 4 月 1 4 日施行）

3. 実験計画

(1) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により策定されているか？（厚労省基本指針第3.1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

(2) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により機関の長に申請されているか？
（厚労省基本指針第2.4）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし

(3) 全ての動物実験計画書は機関の長により承認又は却下されているか？
（厚労省基本指針第2.4および3.1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

4. 動物実験等の実施

- (1) 動物実験計画は、代替法について記載する様式になっているか？
(厚労省基本指針第5.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

- (2) 動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを
記載する様式になっているか？ (厚労省基本指針第5.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

- (3) 動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を
記載できる様式になっているか？ (厚労省基本指針第5.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

(4) 動物に実験処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が、以下の事項に配慮して管理されているか？（厚労省基本指針第5.1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

配慮している事項：

- ☒ 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること。
- ☒ その使用目的・内容等に合致した構造、設備を備えていること。
- ☒ 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中の他の動物への影響をできる限り少なくすること。

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼養施設利用申請書
実験動物飼育管理業務報告書

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

5. 実験実施結果

- (1) 全ての動物実験計画の実施結果が、実施機関の長に報告されているか？
(厚労省基本指針第3.2)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
国立循環器病研究センター動物実験結果報告書
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

機関の長はWEB形式の動物実験審査申請システムで実験結果を把握している。

- (2) 実施機関の長は動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じているか？ (厚労省基本指針第2.5)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
国立循環器病研究センター動物実験結果報告書
国立循環器病研究センター実験管理委員会議事録
WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

機関の長はWEB形式の動物実験審査申請システムで実験結果を把握し、必要あれば改善指示を行っている。

6. 動物実験委員会

(1) 動物実験委員会が実施機関の長により設置されているか？

(厚労省基本指針第2.3)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第1章 第4条二
国立循環器病研究センター実験管理委員会規程 第5条

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし

(2) 委員は機関の長により下記に掲げるものから任命されているか？

(厚労省基本指針第4.2)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

☒ 動物実験等に関して優れた識見を有する者

☒ 実験動物に関して優れた識見を有する者

☒ その他学識経験を有する者

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター実験管理委員会規程 第2条
国立循環器病研究センター実験管理委員会名簿

■ 判断理由、改善の見通し

委員13名、事務局1名、オブザーバー1名であった。
(委員の内訳は1号：10名、うち3名は2号も兼ねる、3号：3名)

(3) 動物実験計画書に含まれる項目：

☒ 研究の目的と意義

☒ 実験方法

- ☒ 実験期間
- ☒ 使用動物種
- ☒ 使用動物の遺伝的・微生物学的品質
- ☒ 使用予定匹数と、その根拠
- ☒ 実験実施場所
- ☒ 麻酔法、安楽死法
- ☒ 代替法の検討
- ☒ 苦痛度分類
- ☒ 苦痛軽減措置
- ☒ 人道的エンドポイント
- ☒ 動物死体の処理法
- ☒ 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
- ☒ その他

動物実験責任者の所属・職名・氏名
 動物実験従事者の所属・職名・氏名
 動物死体の処理

(4) 動物実験委員会は、基本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行っているか？
 (厚労省基本指針第4.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
 WEB形式の動物実験審査申請システムで確認。

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

(5) 動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しているか？(厚労省基本指針第4.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター実験管理委員会規程 第5条
 国立循環器病研究センター実験管理委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

国立循環器病研究センター実験管理委員会規程第5条において「委員会には議事録を備え、総務課研究所事務係長が書記にあたり記録保管する。」と決められ、研究所事務室に保管されている。

(6) 動物実験委員会は、動物実験計画書の審査結果を、実施機関の長に報告しているか？
(厚労省基本指針第4.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
国立循環器病研究センター動物実験結果報告書
国立循環器病研究センター実験管理委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

機関の長はWEB形式の動物実験審査申請システムで実験結果を把握している。

(7) 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受け、必要な助言を行っているか？ (厚労省基本指針第4.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験計画書
国立循環器病研究センター動物実験結果報告書
国立循環器病研究センター実験管理委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

機関の長はWEB形式の動物実験審査申請システムで実験結果を把握し、必要あれば改善指示を行っている。

7. 安全管理

- (1) 安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？
(厚労省基本指針第5.2)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ ☐ 該当する実験が行われていない

定められている項目：

- ☒ 病原体の感染実験
- ☒ 有害化学物質の投与実験
- ☒ 放射性物質の投与実験
- ☒ 遺伝子組換え動物を用いる実験

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第4章 第5条九、十、十二、十三、十四、十五、十六
国立循環器病研究センター遺伝子組換え実験安全管理規程
国立循環器病研究センター実験管理委員会規程 第6条
国立循環器病研究センター遺伝子組換え実験安全委員会規程
国立循環器病研究センター研究所バイオセーフティ管理要領

■ 判断理由、改善の見通し

基本指針に従って、適切に定められている。

- (2) 上記実験を実施する場合に、配慮している項目
(厚労省基本指針第5.2)

- ☒ 動物実験実施者の安全確保および健康保持
- ☒ 施設周辺の公衆衛生、生活環境および生態系の保全上の支障の防止
- ☒ 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止
- ☐ その他

- (3) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？
(厚労省基本指針第5.2)

☒ はい ☐ いいえ ☐ 麻薬・向精神薬は使用していない

■ 根拠となる資料及び条項等

麻薬研究者免許
麻薬帳簿
向精神薬取扱状況報告書

■ 判断理由、改善の見通し

麻薬研究者免許と申請は研究所事務室が一括管理している。

8. 飼養保管

- (1) 実施機関の長は、機関内の（動物の）飼養保管施設をすべて把握しているか？
（厚労省基本指針第2. 1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第8条
動物飼養施設利用申請書
センター外飼養施設飼育承認申請書

■ 判断理由、改善の見通し

飼養保管施設の設置は機関の長が状況を把握の上、承認あるいは却下している。

- (2) すべての（動物の）飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？
（飼養保管基準第3.1（3））

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9条六

■ 判断理由、改善の見通し

問題なし。

- (3) 実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ア）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物飼育管理業務報告書

飼育チェックリスト

SOP (01-20 動物飲料水製造装置の管理、02-8 給餌、02-9 給水、03-8 給餌、03-9 給水、05-8 給餌、05-9 給水、08-2-5 給餌給水、08-3-5 給餌給水、08-4-5 給餌給水、08-5-5 給餌給水、08-6-5 給餌給水、08-7-5 給餌給水、11-1 ゼブラフィッシュの給餌、12-1 ゼブラフィッシュの給餌)

■ 判断理由、改善の見通し

1日2回以上、給餌給水状況を確認している。

- (4) 実験動物の傷害または疾病の予防に必要な健康管理、ならびに必要な応じて適切な治療が行われているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)イ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物導入申込書

ケージ数日計

飼養チェックシート

SOP (02-5 動物の観察と処置、02-24 微生物モニタリング、02-25 微生物学的基準、03-5 動物の観察と処置、03-21 微生物モニタリング、03-22 微生物学的基準、05-5 動物の観察と処置、05-22 微生物モニタリング、05-23 微生物学的基準、08-2-3 動物の観察、08-3-3 動物の観察および管理、08-4-3 動物の観察および管理、08-5-3 動物の観察および管理、08-6-3 動物の観察および管理、08-7-3 動物の観察および管理、09-2-2 動物の観察、09-3-2 動物の観察、09-4-2 動物の観察、10-4 動物の観察と処置)

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物管理者と飼育担当者は、上記書類や巡回等によって、毎日実験動物の健康状況を把握し、必要な応じて適切な治療を行った。

- (5) 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要な応じて隔離飼育等を行っているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ウ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物導入申込書

ケージ数日計

飼養チェックシート

SOP (01-6 小・中動物の受領と検収、08-2-9 動物の受領・検収、08-4-8 動物の受領および検収、08-5-8 動物の受領および検収、08-6-10 動物の受領および検収、08-7-8 動物の受領および検収)

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物管理者と飼育担当者は、上記書類や巡回等によって、毎日実験動物の健康状況を把握し、必要に応じて隔離飼育した。

- (6) 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮しているか？ (厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)Ⅰ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

ケージ数日計

飼養チェックシート

SOP (02-5 動物の観察と処置、03-5 動物の観察と処置、05-5 動物の観察と処置、08-2-3 動物の観察、08-3-3 動物の観察および管理、08-4-3 動物の観察および管理、08-5-3 動物の観察および管理、08-6-3 動物の観察および管理、08-7-3 動物の観察および管理)

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物管理者と飼育担当者は、相性などによって飼育上の問題が生じた場合には組み合わせを変更するなど、適切に対応した。

- (7) 実験動物の輸送時には、実験動物の健康および安全確保並びに実験動物による人への危害等の発生防止に努めているか？ (厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.6)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実験動物を輸送する際に、配慮している項目：

- ☒ 輸送時間をなるべく短時間にすること。
- ☒ 必要に応じて適切な給餌および給水を行うとともに、換気等により適切な温度に維持すること。
- ☒ 実験動物の健康および安全を確保し、逸走防止に必要な規模、構造等を選定すること。
- ☒ 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等による環境汚染の防止。

■ 根拠となる資料及び条項等

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物を輸送する業者の選定は上記4項目に配慮している業者を使用している。

- (8) 実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9条
SOP (01-3 動物の取扱い、01-20 動物飲料水製造装置の管理、02-7 飼育器材の交換と保管、02-8 給餌、02-9 給水、03-7 飼育器材の交換と保管、03-8 給餌、03-9 給水、05-7 飼育器材の交換と保管、05-8 給餌、05-9 給水、08-2-2 機器および飼育器材の点検、08-2-5 給餌給水、08-2-8 飼育器材および物品等の管理、08-3-2 機器および飼育器材の点検、08-3-5 給餌給水、08-3-8 飼育器材および物品等の管理、08-4-2 機器および飼育器材の点検、08-4-5 給餌給水、08-4-7 飼育器材および物品等の管理、08-5-2 機器および飼育器材の点検、08-5-5 給餌給水、08-5-7 飼育器材および物品等の管理、08-6-2 機器および飼育器材の点検、08-6-5 給餌給水、08-6-9 飼育器材および物品等の管理、08-7-2 機器および飼育器材の点検、08-7-5 給餌給水、08-7-7 飼育器材および物品等の管理、10-5 飼育器材の交換と保管)

■ 判断理由、改善の見通し

飼養保管基準や基本指針に準じて上記SOPが定められている。

- (9) 飼育スペース（ケージサイズ）の推奨値を設定しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9条、第7章 第13、14条

■ 判断理由、改善の見通し

ILARのガイドラインに準拠あるいは、それ以上の飼育スペースを提供している。

(10) 環境エンリッチメントを実施しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

☒ はい ☐ いいえ

実施している動物種：

☒ 霊長類 (動物名 ↓)

マーモセット

☒ イヌ

☐ ネコ

☒ うさぎ

☒ ラット

☒ マウス

☒ その他

ミニブタ、ヤギ、シバヤギ、ヒツジ

実施している頻度

☒ 常時

☐ 時々 (頻度 ↓)

実施している内容：

☒ 休息場所、高台

☒ 玩具

☒ 隠れ家・巣箱

☒ 営巣材

☒ 木片・かじり棒

☒ その他

ドックラン。
ミニブタ、ヤギ、シバヤギ、ヒツジに関しては、ケージ内を洗浄する際には1匹ずつケージから出し、洗浄中は飼育室内を自由に運動出来るようにしている。

 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第7章 第13、14条
SOP (08-2-8 飼育器材および物品等の管理、08-3-8 飼育器材および物品等の管理、08-4-7 飼育器材および物品等の管理、08-5-7 飼育器材および物品等の管理、08-6-9 飼育器材および物品等の管理、08-7-7 飼育器材および物品等の管理)

■ 判断理由、改善の見通し

人との触れ合いを好む動物に対しては、動物と触れ合う時間を設けている。

(11) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9条
SOP (02-1 地下1階小動物飼育エリアの管理および使用、02-6 飼育室内の点検、03-1 地下1階小動物実験エリアの管理および使用、03-6 飼育室内の点検、05-1 1階小動物飼育エリアの管理および使用、05-6 飼育室内の点検、08-1-3 飼育室内の点検)

■ 判断理由、改善の見通し

飼育室エリアは、24時間、温度・湿度・室圧は常時監視されており、閾値を外れた場合には発報するシステムが稼働している。また小動物飼育室では夜間消灯時に赤色灯を使用出来る。

(12) 清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ウ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立研究開発法人国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9、11、12条、第7章 第13、14、15、16、17、18条
実験動物飼育管理業務報告書

SOP (02-7 飼育器材の交換と保管、02-10 飼育室内の清掃・消毒、03-7 飼育器材の交換と保管、03-10 実験飼育室内の清掃・消毒、05-7 飼育器材の交換と保管、05-10 飼育室内の清掃・消毒、08-2-6 飼育器材の保管と交換、08-2-7 飼育室の清掃・消毒、08-2-8 飼育器材および物品等の管理、08-3-6 飼育器材の保管と交換、08-3-7 飼育室の清掃・消毒、08-3-8 飼育器材および物品等の管理、08-4-2 機器および飼育器材の点検、08-4-6 飼育室の清掃・消毒、08-4-7 飼育器材および物品等の管理、08-5-2 機器および飼育器材の点検、08-5-6 飼育室の清掃・消毒、08-5-7 飼育器材および物品等の管理、08-6-2 機器および飼育器材の点検、08-6-6 飼育室の清掃・消毒、08-6-9 飼育器材および物品等の管理、08-7-2 機器および飼育器材の点検、08-7-6 飼育室の清掃・消毒、08-7-7 飼育器材および物品等の管理、09-1-1 管理区域の清掃・消毒、09-2-4 飼育ケージの清掃、09-2-5 飼育室の清掃・消毒、09-3-4 飼育ケージの清掃、09-3-5 飼育室の清掃・消毒、09-4-4 飼育ケージの清掃、10-8 飼育室内の清掃・消毒)

■ 判断理由、改善の見通し

補修等の必要な箇所については、確認次第、予算・優先順位などを検討し対応した。

(13) 実験動物の逃亡防止策の実施、および施設外に逸走したとき場合の対応等について
定めているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(3))

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9、11条、第8章 第22、23条

動物実験施設の緊急時連絡網

SOP (02-26 逃亡動物の措置、03-23 逃亡動物の措置、05-24 逃亡動物の措置、08-2-10 逃亡時の対応、08-3-9 逃亡動物の対応、08-4-9 逃亡動物の対応、08-5-9 逃亡時の対応、08-6-11 逃亡時の対応、08-7-9 逃亡時の対応)

■ 判断理由、改善の見通し

特になし。

(14) 実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生および騒音防止に
配慮しているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.2)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第9、10、11、12、13条
実験動物飼育管理業務報告書
SOP（01-4 消毒剤等の使用、02-23 廃棄物の処理、03-20 廃棄物の処理、04-2 洗浄物および廃棄物の回収、04-3 飼育ケージの床敷処理、04-11 廃棄物の処理、05-21 廃棄物の処理、07-2 洗浄物および廃棄物の回収、07-11 廃棄物の処理、08-2-11 廃棄物の処理、08-3-10 廃棄物の処理、08-4-10 廃棄物の処理、08-5-10 廃棄物の処理、08-6-12 廃棄物の処理、08-7-10 廃棄物の処理、09-2-7 廃棄物の処理、09-3-7 廃棄物の処理、09-4-7 廃棄物の処理、10-12 廃棄物の処理）

■ 判断理由、改善の見通し

汚物処理や環境汚染に対しては、施設移転時に配慮した設備を有しており、問題とならなかった。また、悪臭や害虫が発生した場合には、確認次第、動物管理責任者が対応した。

(15) 実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造および飼養または保管の方法を整備しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)ウ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第7章 第13条、第8章 第22条
小動物実験施設利用の手引き_v2.6
大動物実験施設利用の手引き_v2
実験動物飼育管理業務報告書
オートクレーブ性能検査結果報告書
作業報告書（個別換気ケージシステム初年度点検報告書）
作業報告書（万能型洗浄機初年度点検報告書）
SOP（01-3 動物の取扱い）

■ 判断理由、改善の見通し

飼養保管基準や基本指針に準じた利用手引やSOPを作成し、実験実施者および飼養者が危険を伴わないようにした。

(16) 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

以下の疾病や事故が飼育施設内で発生したか？

- ☐ 動物由来感染症の発生
- ☐ 動物アレルギーによるアナフィラキシーショック
- ☐ 注射針の針刺し
- ☐ 動物が原因による外傷の発生（咬傷など）
- ☐ 転倒などの怪我
- ☐ 特定化学物質・有機溶剤・電離放射線による障害
- ☐ その他

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第7章 第13条、第8章 第22条
国立循環器病研究センター定期健康診断
国立循環器病研究センター特別健康診断（年2回）

■ 判断理由、改善の見通し

特に問題なし。

（17）実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)Ⅰ）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

自主点検記録ノート
実験動物飼育管理業務報告書
実験動物導入申込書
ケージ数日計
実験動物飼養状況点検日誌
動物死亡連絡

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物管理者は委託先からの報告書等を確認すると共に、巡回して状況を確認している。

（18）実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適切に行っているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.5）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物導入申込書
動物搬入リスト
狂犬病予防注射済証
微生物検査成績（動物入手先提供）
ケージ数日計
実験動物飼養状況点検日誌
定期モニタリング検査依頼結果（マウス・ラット、年4回）
飼育チェックリスト
動物死亡連絡

■ 判断理由、改善の見通し

飼養保管基準に従い、実験動物管理者は実験動物の発注時から死亡まで、実験実施者や飼育担当者と密に連絡を取りながら、動物管理に努めている。

（１９）実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3（１）カ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第8章 第22条
小動物実験施設利用の手引き_v2.6
大動物実験施設利用の手引き_v2

■ 判断理由、改善の見通し

職員証によって建物への入館と動物実験施設への入室を二重のセキュリティを導入している。

（２０）地震、火災等の緊急時の対応を定めているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3（４））

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第8章 第23条
大災害時の対応マニュアル
消防計画
停電時対応マニュアル
災害対応マニュアル+策定+完全統合版
動物実験施設の緊急時連絡網
動物実験施設・動物・作業者等に係る異常発生時への対策・対応手順

■ 判断理由、改善の見通し

使用保管基準や基本指針に準じて、センター全体と施設固有のマニュアルが適切に定められている。

(21) 実験動物の飼養保管の飼養保管手順書（SOP）やマニュアルを定めているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3および4）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

飼養保管手順書、マニュアル等に含まれる項目：

- ☒ 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- ☒ 飼育環境への順化又は順応
- ☒ 飼育室の環境条件（適切な温度、湿度、換気、明るさ等）
- ☒ 飼育管理の方法
- ☒ 健康管理の方法
- ☒ 動物の繁殖に関する取り決め
- ☒ 逸走防止措置と逸走時の対応
- ☒ 廃棄物処理
- ☒ 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- ☒ 騒音の防止
- ☒ 施設・設備の保守点検
- ☒ 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- ☒ 緊急時の連絡
- ☒ 輸送時の取り扱い方法
- ☒ 施設等の廃止時の取扱い

■ 根拠となる資料及び条項等

小動物実験施設利用の手引き_v2.6
大動物実験施設利用の手引き_v2
動物実験施設の緊急時連絡網

■ 判断理由、改善の見通し

問題は起きていない。

9. 教育訓練

- (1) 実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わるものに対する教育訓練を実施しているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

- (2) 教育訓練に含まれる項目：

- ☒ 法令等、機関内規程等
- ☒ 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
- ☒ 苦痛分類および人道的エンドポイント
- ☒ 苦痛の軽減法（麻酔法など）
- ☒ 実験動物の飼養保管に関する事項
- ☒ 安全確保、安全管理に関する事項
- ☒ 人獣共通感染症に関する事項
- ☒ 施設等の利用に関する事項
- ☒ その他

適切な動物実験等の実施に関する事項、動物アレルギー

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第8章 第23条
教育訓練
初心者講習

■ 判断理由、改善の見通し

現在はコロナ禍により中断しているが、過去には上記事項の専門家を招いて教育訓練を実施していた。

- (3) 教育訓練の実施記録は保存されているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）
（教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

教育訓練の実施日記録
受講者名簿
教育訓練に用いた動物実験の手順等に関するテキスト

■ 判断理由、改善の見通し

職員証を用いて、出席者の確認を行った。

(4) 実施機関の長は、実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保しているか？（飼養保管基準第3.1（3））

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

教育訓練
初心者講習
バイオセーフティ講習会
コンプライアンス研修会令和2年度2回目

■ 判断理由、改善の見通し

当センターの実験動物管理者は、実験動物管理者のための講習会等で講師を努めており、2020年度はe-learning形式にて実施した。
問題なし。100%受講済み。

10. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？（厚労省基本指針第2.7）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施している場合はその頻度

年1回

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第11章 第26条
これまでの動物実験に関する自己点検・評価報告書

■ 判断理由、改善の見通し

毎年、年1回の自己点検を行ってきた。

1 1. 情報公開

- (1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？（厚労省基本指針第2.8）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

- (2) 情報公開を行っている項目を選択：

- ☒ 機関内規程
☒ 自己点検・評価の結果
☒ その他（公開している項目を記載）

動物実験計画書提出数、動物実験計画書承認数、うち訂正後承認数、動物実験結果報告書提出数とその内訳、使用動物数、一般財団法人日本医薬情報センター（HS財団）による認証

- ☒ 根拠となる資料及び条項等（ホームページの場合はURL）

国立循環器病研究センター ホームページ
URL：https://www.ncvc.go.jp/res/about/joho/tier_ankunft/

- ☒ 判断理由、改善の見通し

国立循環器病研究センターのホームページで公開している。

12. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先の厚労省基本指針等への遵守状況を確認しているか？
(厚労省基本指針第7.3)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ ☐ 外部委託は行っていない

■ 根拠となる資料及び条項等

国立循環器病研究センター動物実験実施規程 第6章 第12条、第7章 第13、14、15、16、17、18条
実験動物飼育管理業務報告書
SOP (01-1 総則)

■ 判断理由、改善の見通し

機関内規程に遵守するように規定されている。2020年度の外部委託は1件であった。